

# 憲法を活かす 講演の集い

憲法9条をもつ

日本の  
国際平和活動において  
果たすべき

# 役割とは？



日時

2014年

10/31 金

先着  
200名

参加  
無料

午後6時開場・午後6時30分開演

場所

ハートピア京都 大ホール

京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車  
5番出口(地下鉄連絡通路にて連結)



講師



きみじま あきひこ  
君島 東彦

立命館大学国際関係学部教授

憲法学、平和学を専門とする。アメリカ留学以来NGO活動に関わり、平和活動を行うNGOと、日本国憲法の平和主義の理念との関係を研究のテーマとしている。現在も国際NGOの共同代表をつとめている。立命館大学のゼミでは様々なアクティブ・ラーニング(参加型学習)——京都三条ラジオカフェでの番組制作など——を試みている。毎年、ノーベル平和賞候補者をノミネートしている。

※ノーベル平和賞を決定する委員会は、一定の分野の大学教授などからも候補者のノミネートを受け付けています。

講演内容

現在、安倍政権は、集団的自衛権の行使容認、邦人保護のための海外派兵、PKOに参加する自衛隊の武器使用制限の緩和など、軍事的な手段を強化する「安全保障政策」や「積極的平和主義」を掲げ、憲法9条を事実上無効化する解釈改憲を進めています。

しかし、今、日本が必要としていることは、憲法9条を放棄し、軍事力強化をすることなのでしょうか？安倍政権の進める解釈改憲の危険性についての解説と、憲法9条を活かした日本の「防衛」政策、憲法9条を持つ日本だからこそできる紛争地域に対する支援についての積極的提言をしていただきます。

主催：京都第一法律事務所 TEL：075-211-4411 FAX：075-255-2507

〒604-0857 京都市中京区烏丸通二条上る時経屋町280番地インターワンプレイス京都4階

E-mail：mail@daiichi.gr.jp http://www.daiichi.gr.jp